



## 規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月十八日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第五十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年埼玉県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号口中「くずかご」を「くず籠」に改め、同条第四号へ中「による放送」を「による基幹放送」に、「有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）による有線テレビジョン放送施設」を「有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同法第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する放送設備」に改める。

第六十二条中「あて先」を「宛先」に、「第一条の2第8項」を「第一条の2第7項」に改める。

第六十二条（一）中「あて先」を「宛先」に

10 銃器を使用して捕獲しようとする場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日を記入すること

10 銃器を使用して捕獲等しようとする場合にあつては、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日

に改め、同条中の記載を「捕獲しようとする

場合」を「捕獲等しようとする場合、」に改める。

第六十二条中「あて先」を「宛先」に改め、同条中の記載を「捕獲しようとする場合銃砲所持許可証」を「捕獲等しようとする場合、猟銃・空気銃所持許可証」に改める。

第六十二条中「あて先」を「宛先」に

1	特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等しようとする特定猟具使用制限区域の名称	
2	特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等しようとする年月日	

1	使用しようとする特定猟具の種類	
2	捕獲等をしようとする特定猟具使用制限区域の名称	
3	捕獲等をしようとする年月日	

を

に改める。


附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第五十九号

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則（平成十二年埼玉県規則第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号イ中「給餌台」を「給餌<sup>じ</sup>台」に改め、同号ニ中「防護さく」を「防護柵」に改め、同号ヨを次のように改める。

ヨ 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第一号に規定する放送の業務又は電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為

第十七条第一号イ中「給餌台」を「給餌<sup>じ</sup>台」に改め、同号ト中「こう配」を「勾配」に改め、同号チ中「防護さく」を「防護柵」に改め、同号ラ中「灯ろう」を「灯籠」に改め、同条第十号ロ中「第二十二条の十一第一項第一号」を「第六十三条第一項第一号」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第千四百六十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年十月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 子旅ネット
- 三 代表者の氏名  
森政 具規
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県八潮市大字柳之宮三十九番地四
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、子育て支援や保育を必要とする多くの地域住民・市民に対し、保育園の運営や子育て支援に関する事業を通じてその場を提供することで、乳幼児の心身とも健やかな発達や、子育てしやすい健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千四百六十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年十月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前）特定非営利活動法人全国賃貸住宅入退去者支援協会

（変更後）特定非営利活動法人どんぐりの木

三 代表者の氏名

西川 仁奈子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市蒲生三丁目八番地十二藤伸ビル一F

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、賃貸住宅における賃貸人と賃借人との間の権利義務関係や費用負担のルールが明確でないことに対し、敷金・原状回復費用における問題の解決を行い、賃借人に対し支援することを目的とする。

（変更後）この法人は、障害児に対し、地域社会で豊かな暮らしを送ることができる福祉の事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千四百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年十月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人所沢才ハナ
- 三 代表者の氏名  
星 良二
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県所沢市東狭山ヶ丘一丁目五十八番地の一カマタハイツ二百三
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千四百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年十月七日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人木の家だいきの会
- 三 代表者の氏名  
鈴木 進
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県所沢市東町十一番一 千七百四号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、住まい手と山（木材産地）とのネットワークによるいえづくり、地域の風土に根ざしたいえづくり、及び住まい手とつくり手の顔が見えるいえづくり（以下「木の家だいきのいえづくり」という。）、の普及を通して、山の緑の保全や自然と共生するいえづくり・まちづくりに貢献するとともに、森と都市の交流を通じて森林地帯の振興を図ることを目的とする。



告 示

埼玉県告示第千四百六十四号

加須市及び狭山市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年十月十八日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
加須市	平成二十年度 平成二十一年度 平成二十二年度	地籍図 三十九枚 地籍簿 一冊	麦倉Ⅲ（麦倉の一部）	平成二十五年 十月十五日
狭山市	平成二十三年度 平成二十四年度	地籍図 十七枚 地籍簿 一冊	狭山第四十六（富士見二丁目の一部）	平成二十五年 十月十五日

# 告 示

埼玉県告示第千四百六十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり告示する。

平成二十五年十月十八日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県職員出退勤管理システム（地域機関）機器賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部人事課管理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年 9 月10日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社 東京都千代田区飯田橋 2 丁目18番 2 号
- 5 落札金額  
58,728,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成25年 7 月30日

# 告 示

埼玉県告示第千四百六十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
プレハブ冷凍冷蔵庫 8台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県衛生研究所総務担当 埼玉県さいたま市桜区上大久保639番地 1
- 3 落札者を決定した日  
平成25年 8月30日
- 4 落札者の氏名及び住所  
有限会社サンスコーポレーション 埼玉県さいたま市緑区大字大間木17番地 3
- 5 落札金額  
46,179,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成25年 7月12日

# 告 示

埼玉県告示第千四百六十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十月十八日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
県政広報テレビ番組制作・放送業務 2 番組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ・ラジオ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社テレビ埼玉  
埼玉県さいたま市浦和区常盤 6 丁目36番 4 号
- 5 契約金額  
119,725,150円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 1 号に該当

# 告 示

埼玉県告示第千四百六十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司



- 1 購入等件名及び数量  
県政広報ラジオ番組制作・放送業務 1 番組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ・ラジオ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成 2 5 年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社エフエムナックファイブ  
埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地 2 J A C K 大宮
- 5 契約金額  
35,114,249円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 1 号に該当

## 告 示

埼玉県告示第千四百六十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年十月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 繭

三 代表者の氏名

高 垣 由美子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県戸田市上戸田三丁目二十五番五号細井マンション一階

五 定款に記載された目的

この法人は、子供を持つ家庭に対し安心して子供を預けられる場所の提供を行い、子供の個性を尊重し、子供の心身ともに健やかな発達を援助するとともに、子供を安心して育てられる社会づくりに寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第四百七十号

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）第十条の規定に基づき、青少年の健全な育成を図るため特に優良な図書として、次のとおり推奨する。

平成二十五年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

推奨番号	対象	書名	著者名等	発行所
一三九〇	乳幼児	いちじくにんじん	大阪YWC A千里こども図書館	福音館書店
一三九一	同	かあさんふくろう	イーデイス・サッチャー・ハード	偕成社
一三九二	同	ネビルつてよんでみた	ノノートン・ジャスター	BL出版
一三九三	同	ふたごのもうふ	ヘウオン・ユン	トランスビュー
一三九四	同	まほうのコップ	藤田 千枝	福音館書店
一三九五	小学校低学年	おねえちゃんて、もうたいへん！	いとう みく	岩崎書店
一三九六	同	しまうまのたんじょうび	トビイ ルツ	PHP研究所
一三九七	同	じゃんけんのすきな女の子	村岡 京子	学研マーケティング
一三九八	同	おかしなゆきふしぎなこおり	片平 孝	ポプラ社
一三九九	同	いつもみていた ーゆめをかなえた女の子 ジェーン・グドール	ジャネット・ウインター	福音館書店
一四〇〇	小学校中学年	ポテトサラダ	福 明子	学研マーケティング
一四〇一	同	幸せを奏でる私の音楽	三丘 真理	佼成出版社
一四〇二	同	からっぽのくつした	リチャード・カーティス	世界文化社

一四一六	同	山中先生に人生とIPS細胞について聞いてみた	山中 伸弥	講談社
一四一五	高校・青年	一途一心、命をつなぐ	天野 篤	飛鳥新社
一四一四	同	15歳の寺小屋 ゴリラは語る	山極 寿一	講談社
一四一三	同	サースキーの笛が聞こえる	エロイーズ・マッグロウ	偕成社
一四一二	同	大地のランナー	ジェイムズ・リオードン	すずき出版
一四一一	同	レガッタ！水をつかむ	濱野 京子	講談社
一四一〇	中学校	カントリー・ロード	坂口 正博	B L出版
一四〇九	同	糸子の体重計	いとうみく	童心社
一四〇八	同	おまけ鳥	飯田 朋子	新日本出版社
一四〇七	同	サンシャイン水族館リニューアル大作戦	深光 富士男	佼成出版社
一四〇六	同	風の島へようこそ	アラン・ドラモンド	福音館
一四〇五	小学校高学年	さがしています	アーサー・ビナー	童心社
一四〇四	同	ニルスが出会った物語・全6巻	セリア・ラーゲンレーヴ	福音館
一四〇三	同	じいちゃんの森	小原 麻由美	PHP研究所

一四一九	一四一八	一四一七
同	同	同
賢者ナータンと子どもたち	北斗 ある殺人者の回心	生きるほくら
ミリヤム・プレスラー	石田 衣良	原田 マハ
岩波書店	集英社	徳間書店

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百七十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十五年埼玉県告示第七百四十九号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十五年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県朝霞市三原一丁目二百八十番六の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
トリクロロエチレン
- 三 講じられた指示措置等  
基準不適合土壤の掘削による除去



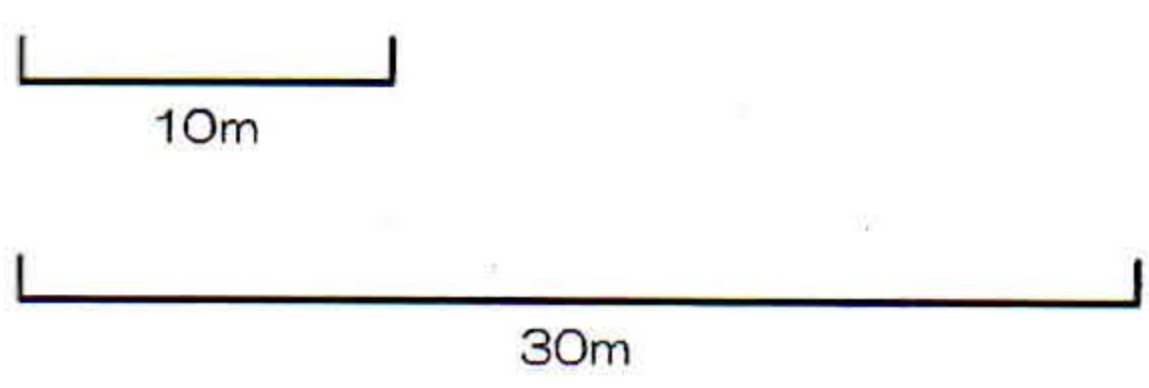
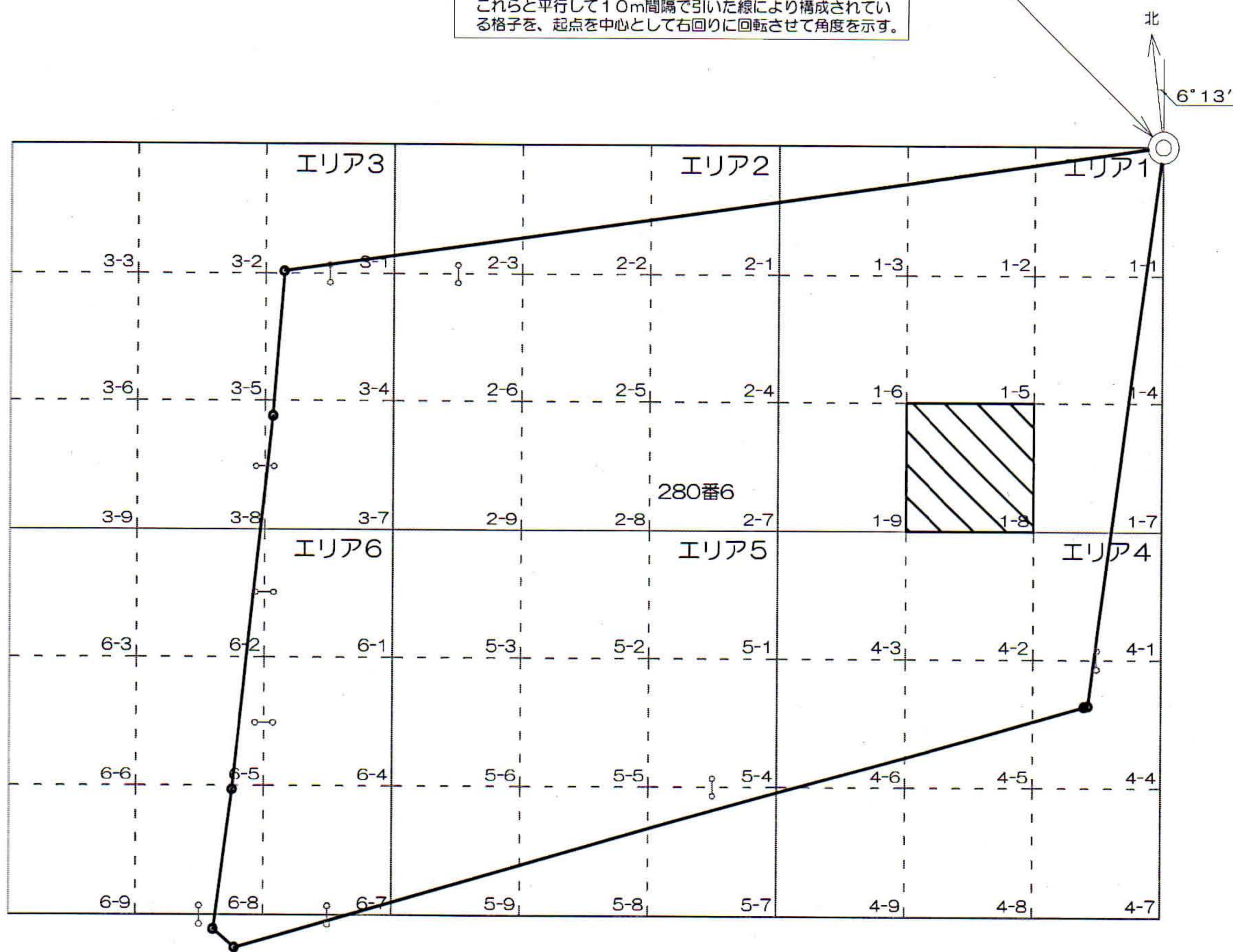
所在： 埼玉県朝霞市三原1丁目地内

S = 1 : 600



【起点】  
 起点は、埼玉県朝霞市三原1丁目280番6の最北端とした。

【格子の回転角度（回転角度6° 13'）】  
 格子の回転角度は、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させて角度を示す。



凡 例	
	対象地（敷地境界）
	筆境界
	30m格子
	単位区画
	統合区画（130m以下）
	基準適合区画
	要措置区域を解除する区画



## 告 示

### 埼玉県告示第四百七十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十五年埼玉県告示第七百五十号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十五年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県朝霞市三原一丁目二百八十番六の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壤の掘削による除去



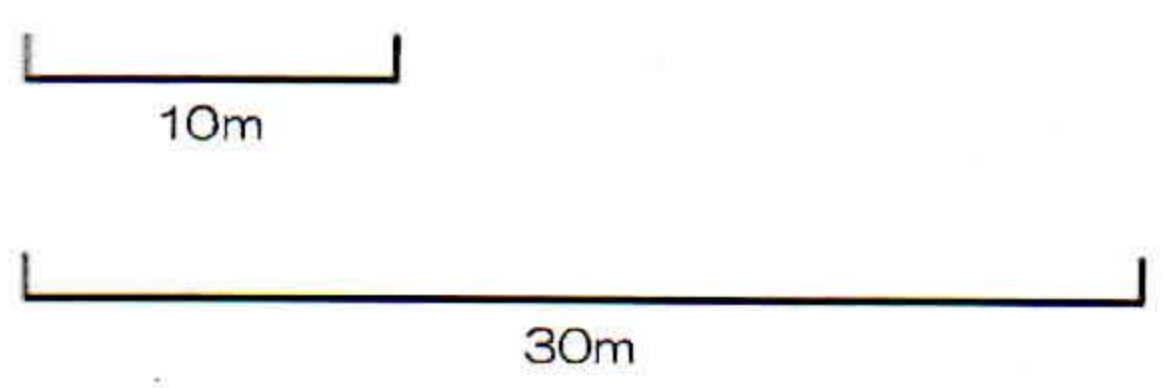
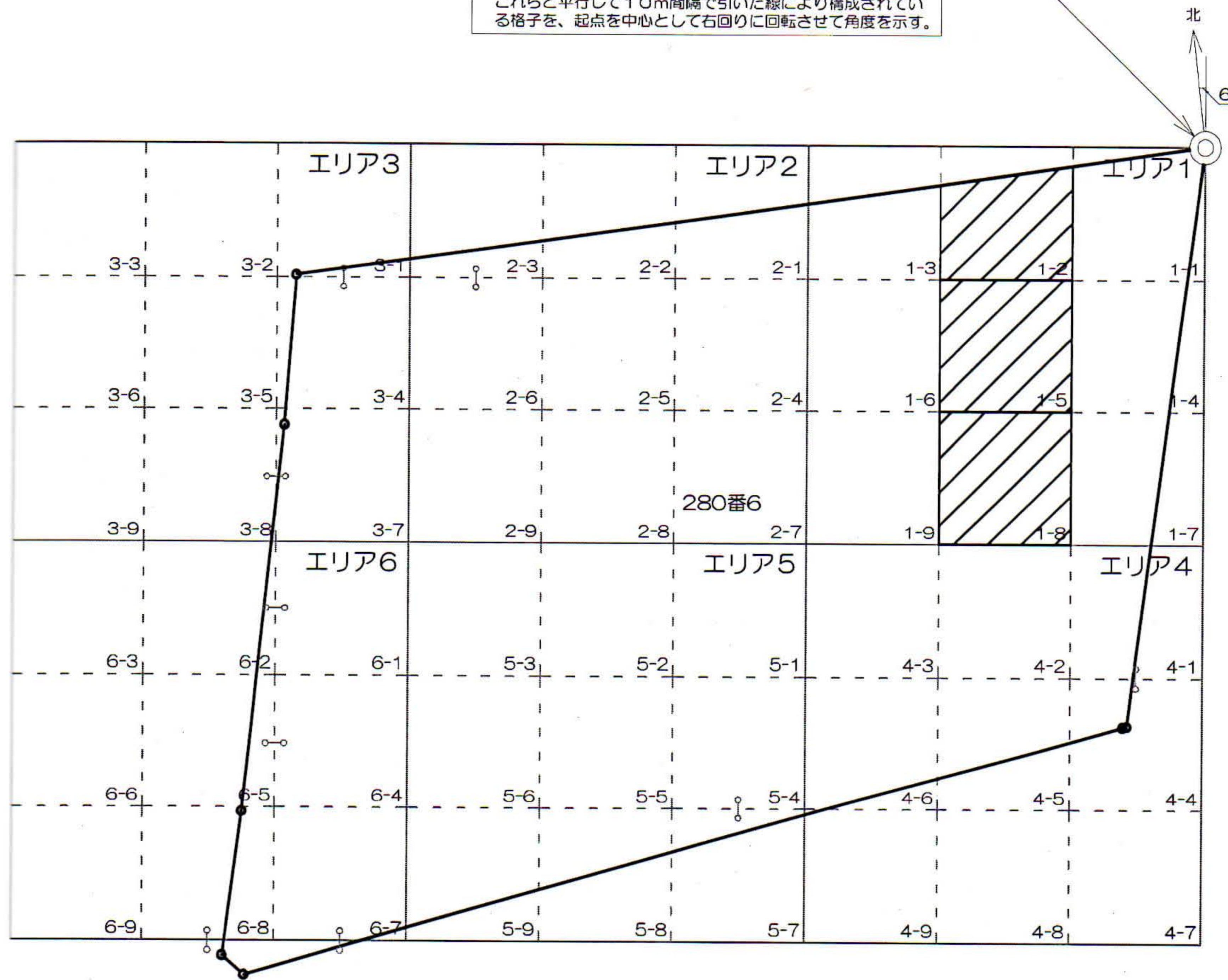
所在： 埼玉県朝霞市三原1丁目地内

S = 1 : 600



【起点】  
 起点は、埼玉県朝霞市三原1丁目280番6の最北端とした。

【格子の回転角度（回転角度6° 13'）】  
 格子の回転角度は、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させて角度を示す。



凡 例	
	対象地（敷地境界）
	筆境界
	30m格子
	単位区画
	統合区画（130㎡以下）
	基準適合区画
	形質変更時要届出区域を解除する区画



# 告示

埼玉県告示第千四百七十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年十月十八日

埼玉県知事 上田清司

牛	ヨ―ネ病	伝染病及び家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	二頭	群数	頭数又は発生場所又は区域	発生年月日	処置
	患畜						平成二十五年十月十日	殺処分

# 告 示

埼玉県告示第千四百七十四号

蕨市から蕨都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第千四百七十五号

蕨市から蕨都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第千四百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、春日部都市計画公園を次のとおり変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成二十五年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画を定める土地の区域

埼玉県春日部市下大増新田字西耕地及び上大増新田字西耕地地内

二 都市計画に係る公園の名称

春日部都市計画公園 五・五・〇三号 新たな森公園

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年十月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 上中森鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市大字堤根字代官田通 一一八二番地先まで</p>	<p>行田市大字堤根字代官田通 九五九番一地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>七・五〇、 一五・一三</p>	<p>七・五〇、 一一・八〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四一〇・五一</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>独立行政法人水資源機構が行う武蔵水路改築工事に伴う迂回道</p>		<p>備考</p>



## 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年十月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

<p>上中森鴻巣線</p>	<p>路線名</p>
<p>行田市大字堤根字代官田通 九五九番一地从先から 同市大字堤根字代官田通 一一八二番地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年十月十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>県道仮廻し。 独立行政法人水資源機構が行う武蔵水路改築工事に伴う迂回道路。 平成二十五年十月十八日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十一号で告示した道路区域の一部供用開始である。 延長四一〇・五一メートル。</p>	<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年十月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 佐野行田線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>同市大字小見字棒川 四八〇番一地先まで</p>	<p>行田市大字小見字棒川 四九〇番一地先から</p>		<p>区 間</p>
<p>一〇・五〇、 一五・一二</p>	<p>一二・〇〇、 一五・七六</p>		<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一二四・七四</p>	<p>九八・一〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>独立行政法人水資源機構が行う武蔵水路改築工事に伴う迂回道路</p>			<p>備 考</p>

## 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年十月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

<p>佐野行田線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>行田市大字小見字棒川 四九〇番一地从先から 同市大字小見字棒川 四八〇番一地从先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年十月十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>県道仮廻し。 独立行政法人水資源機構が行 う武蔵水路改築工事に伴う迂 回路路。 平成二十五年十月十八日付け 埼玉県行田県土整備事務所長 告示第三十三号で告示した道 路区域の供用開始である。 延長一二四・七四メートル。</p>	<p>備 考</p>

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年五月二十七日

指令川建セ第二五 七号

二 検査済証番号

平成二十五年九月二十六日

川建セ第二五 八四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町むさし台二丁目三一番一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀八一三番地一

内田克之

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十月十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十五年十月八日

指令越建セ第二四〇〇九二一号

### 二 検査済証番号

平成二十五年十月十一日

越建セ第三二七―一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根字前島四千二百三十二番一

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根三千五百五十七番地四

熊谷 若子



## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十月十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十五年十月九日

指令越建セ第二四〇〇七六一号

### 二 検査済証番号

平成二十五年十月九日

越建セ第三三一―一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸字上杉戸四百六十四番一

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸五―七―一一

安中裕二 安中富美子 安中厚二

# 告 示

埼玉県病院事業告示第九十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十月十八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量  
麻酔システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県病院局経営管理課 入札担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 13 番 3 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 25 年 9 月 18 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社イノメディックス  
東京都文京区小石川四丁目 17 番 15 号
- 5 落札金額  
54,600,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成 25 年 8 月 6 日

# 告 示

## 埼玉県教委告示第三十七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十五年十月十八日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

### 一 日時

平成二十五年十月二十四日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

イ 埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則について

ロ その他

# 告 示

埼玉県選管告示第九十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、本庄市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十五年十月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設 の 名 称	所 在 地	管 理 者	収 容 人 員
本庄市民文化会館	埼玉県本庄市北堀千四百二十二番地三	株式会社OK Iプロサーブ	千二百人

# 告 示

埼玉県選管告示第九十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、羽生市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十五年十月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設の名称	所 在 地	管 理 者	収 容 人 員
羽生勤労者総合福祉センター	埼玉県羽生市大字下羽生千十四番地一	毎日興業株式会社	百五十人

# 告示

埼玉県選挙管告示第百号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、さいたま市選挙管理委員会から次のとおり名称の変更があった旨の報告があった。

平成二十五年十月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設の名称	(旧)さいたま市 勤労女性ホーム	所在地	埼玉県さいたま市北区日進 町一丁目三百十二番地二	管理者	さいたま市長	収容人員	五十人
1	(新)日進公園コ ミュニティセンタ						

# 告 示

埼玉県選管告示第百一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、本庄市選挙管理委員会から次のとおり名称、管理者の変更があった旨の報告があった。

平成二十五年十月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
(旧) 本庄市立万年寺集会所	埼玉県本庄市万年寺三丁目三番三号	(旧) 本庄市長	五十人
(新) 万年寺集会所		(新) 万年寺自治会長	
(旧) 本庄市立宮本町集会所	埼玉県本庄市栄二丁目十一番一号	(旧) 本庄市長	五十人
(新) 宮本町第二自治会館		(新) 宮本町自治会長	
(旧) 本庄市立けや木集会所	埼玉県本庄市けや木三丁目十五番十号	(旧) 本庄市長	五十人
(新) けや木自治会館		(新) けや木自治会長	



(旧) 本庄市児玉 元田集会所	(新) 秋山会館	(旧) 本庄市児玉 秋山集会所	(新) 塩谷集会所	(旧) 本庄市児玉 塩谷集会所	(新) 山王自治会 館	(旧) 本庄市児玉 山王集会所	(新) 下町自治会 館	(旧) 本庄市児玉 大久保集会所	施設の名称
埼玉県本庄市児玉町元田二 百六十三番地	埼玉県本庄市児玉町秋山千 四百一番地	埼玉県本庄市児玉町塩谷五 百九十九番地	埼玉県本庄市児玉町児玉二 千四百二十八番地	埼玉県本庄市児玉町児玉千 百十三番地					所在地
(新) 元田自治 会長	(新) 秋山自治 会長	(旧) 本庄市長	(新) 塩谷自治 会長	(旧) 本庄市長	(新) 下町自治 会長	(旧) 本庄市長	(新) 下町自治 会長	(旧) 本庄市長	管理者
三十人	三十人	三十人	三十人	三十人	三十人	三十人	七十人	七十人	収容人員

施設 の 名 称	(旧)本庄市児玉 吉田林集会所
所 在 地	(新)吉田林自治 会館
管 理 者	埼玉県本庄市児玉町吉田林二 百十三番地
収 容 人 員	長 (旧)本庄市 (新)吉田林 自治会長
五十人	

# 告 示

埼玉県選挙管告示第百二二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、東松山市選挙管理委員会から次のとおり管理者の変更があった旨の報告があった。

平成二十五年十月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設の名称	東松山市唐子地区 体育館
所在地	埼玉県東松山市大字下唐子 千百六十九番地一
管理者	(旧) 東松山市 教育長 ----- (新) 東松山市 長
収容人員	二百四十 人

# 告 示

埼玉県選管告示第百三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、富士見市選挙管理委員会から次のとおり管理者の変更があった旨の報告があった。

平成二十五年十月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
富士見市立針ヶ谷 コミュニティセン ター	埼玉県富士見市針ヶ谷一丁 目三十八番地	長 (旧) 富士見市 法人富士見市 シルバー人材 センター	二百人
富士見市立市民総 合体育館	埼玉県富士見市大字鶴馬千 八百八十七番地の一	長 (旧) 富士見市 (新) 公益財団 法人キラリ財 団	二千人

# 告示

埼玉県選管告示第四百四号

本庄市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定に基づき指定した次の個人演説会等施設について、その指定を取り消した旨の報告があった。

平成二十五年十月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
本庄市東台会館	埼玉県本庄市東台五丁目二番三十三号	本庄市長	五十人
本庄市児玉隣保館	埼玉県本庄市児玉町児玉千三百五十二番地一	本庄市長	五十人
本庄市児玉大道集会所	埼玉県本庄市児玉町児玉千六百九十七番地	本庄市長	百人
本庄市児玉中央集会所	埼玉県本庄市児玉町児玉千八百二十五番地六	本庄市長	五十人
本庄市児玉下浅見集会所	埼玉県本庄市児玉町下浅見八百六十七番地十一	本庄市長	三十人